

答申第30号
(諮問第42号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った「調査申入れ書」に係る公文書の一部公開決定について、非公開とした「〇〇からの『調査申入れ』に対する回答について」の添付資料のうち訪問教育関係資料中の「所持免許」に関する部分は公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、実施機関に対し、平成16年9月14日付けで、次の内容について公文書公開請求した。

- (1) 2004年6月30日付で、〇〇が実施機関あてに提出した「調査申入れ書」にもとづき、
 - ① 実施機関が調査した内容・経過・結果等が分かる調査報告書またはそれに類する文書
 - ② 前項の調査結果を踏まえて講じた措置・指示等の内容が分かる文書（処分関係文書・辞令等を含む）
 - ③ 前2項に関連して調整された体罰報告書・事故報告書・その他の報告書
- (2) 同「調査申入れ書」に対する、同年8月19日付、教委義第1765号「調査申入れ書について（回答）」における以下の文書等
 - ① 1 学力テスト重複実施について「回答」記載の学力テストの問題用紙・解答用紙・模範解答・解説等一式およびテスト実施にかかる支出会計文書
 - ② 2 県立養護学校の訪問教育における障害児童に対する訓練について（1）「回答」記載の「自立活動」の指導内容の詳細が分かる資料
 - ③ 同（2）「回答」記載の訪問教育担当教諭の氏名・勤務校名・障害児教育の経験年数・重複障害学級の経験年数・担当する障害児童生徒数・1週間あたりの訪問回数と時間等が分かる文書
 - ④ 同（4）「回答」記載の「重度重複障害研修」の内容が分かる文書

なお、当該請求には、「調査申入れ書」及び「調査申入れ書について（回答）」が添付されていた。「調査申入れ書」については、①学力テスト重複実施について（以下「学力テスト申入れ」という。）、②県立養護学校の訪問教育における障害児童に対する訓練について（以下「訪問教育申入れ」という。）、③飲酒運転を繰り返しながら、管理職に任用された教育者がいるのではないのでしょうか（以下「飲酒運転申入れ」という。）及び④別府市立中学校における生徒の人権を侵害する教員について（以下「人権侵害申入れ」という。）の4項目で構成されている。

2 実施機関の決定

実施機関は、請求のあった公文書について、平成16年9月28日付けで、公開決定、一部公開決定及び非公開決定を行い、一部公開決定及び非公開決定については、それぞれ次のとおりとした。

(1) 一部公開決定（教委義第2203号）

次に掲げる公文書は、条例第7条第1号及び第2号に該当することを理由に、一部公開決定を行った。

① 学力テスト申入れ関連公文書

- ア （財）応用教育研究所からの文書（2003年6月27日付け）
- イ 電話受報告書（平成15年11月20日）
- ウ 支出命令書（平成16年3月4日付け）
- エ 支出負担行為決議書（当初）（平成15年10月1日付け）

② 訪問教育申入れ関連公文書

- ア 「〇〇からの「調査申入れ書」に対する回答について」の添付資料のうち訪問教育関連資料
- イ 発表者資料「重度・重複障害児の指導の実際（大分県立〇〇養護学校 〇〇〇〇）」
- ウ 発表者資料「重度・重複障害児の摂食指導の実際（〇〇養護学校教諭 〇〇〇〇）」
- エ 発表者資料「摂食指導・実践報告（大分県立〇〇養護学校 〇〇〇〇）」

(2) 非公開決定（教委義第2204号）

次に掲げる公文書のうち、①については条例第7条第2号該当、②及び③については同条第1号及び第5号に該当することを理由に、非公開決定を行った。

① 学力テスト申入れ関連公文書

- ア NRT小学4年国語
- イ NRT小学4年算数
- ウ NRT中学1年国語
- エ NRT中学1年数学
- オ NRT中学1年英語
- カ NRT小学4年実施と利用の手引
- キ NRT中学1年実施と利用の手引

② 飲酒運転申入れ関連公文書

- ア 「〇〇からの「調査申入れ書」に対する回答について」の添付資料のうち調査結果の概要と今後の対応
- イ 〇〇校長の事情聴取（4/8）
- ウ 〇〇教頭に関しての事情聴取（4/21）
- エ 校長〇〇の平成13年度の〇〇に係る事実について（4/20）
- オ 〇〇教頭に関しての事情聴取（4/22）
- カ 〇〇教頭に関しての事情聴取（4/23）
- キ 〇〇校長に係る事情聴取（7/6）
- ク 佐伯教育事務所からの送付書類（〇〇に係わる事情聴取（7/7））
- ケ 〇〇に関わる事情聴取について（7/12）
- コ 事実申し立て書7/20（〇〇校長）

サ ○○校長に係る○○からの事情聴取について（8／3）

シ ○○校長の事情聴取（8／4）

ス ○○校長の事情聴取（8／4）

セ 平成16年4月8日の復命について（○○教委）

ソ 事情聴取について（報告）（8／17）

③ 人権侵害申入れ関連公文書

「○○からの「調査申入れ書」に対する回答について」の添付資料のうち調査結果の概要と今後の対応

(3) 非公開決定（教委義第2205号）

次に掲げる公文書は、条例第10条に該当することを理由に、非公開決定を行った。

① 飲酒運転申入れ関連公文書

調査結果を踏まえて講じた措置・指示等の内容が分かる文書（処分関連文書・辞令等を含む）

② 人権侵害申入れ関連公文書

ア 調査結果を踏まえて講じた措置・指示等の内容が分かる文書（処分関係文書・辞令等を含む）

イ 関連して調整された体罰報告書・事故報告書・その他の報告書

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年11月26日付けで、上記の一部公開決定及び非公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てをした。

ただし、教委義第2203号による一部公開決定のうち、② 訪問教育申入れ関連公文書については、「訪問教育関係資料のうち担当教諭の所持免許」に係る非公開部分についてのみを異議申立ての対象としている。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

一部公開及び非公開決定処分を取り消し、請求に係る公文書を公開するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 公文書公開の趣旨について

非開示理由をきわめて緩やかに解釈して結論的に非公開の範囲がきわめて広くなるような解釈運用を行っていることは、条例第1条の規定の趣旨及び条例第7条以下の規定が原則公開の法構造を採用していることに反し、原則非公開に等しい運用をしているというべきものであり、条例の運用解釈を誤っている。

(2) 学力テスト申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

（財）応用教育研究所からの文書の氏名、支出命令書の立会人氏名、印影、支出負担行為決

議書（当初）の担当者氏名等については、相手方民間人の職務遂行上の情報であると推測される。このような情報は、個人の私的生活にかかる個人情報ではないのであって、公開されたとしても個人の権利利益を害するものではない。

また、電話受報告書の氏名は、開示請求者〇〇の副理事長（事務局長）であることが明らかであり、自己情報であるので公開されるべきである。

② 条例第7条第2号該当性について

電話受報告書の法人名は、開示請求者〇〇であることが明らかであり、自己情報であるので公開されるべきである。また、実施機関が公式に回答した内容を記録しているものである以上、当該法人の情報とは認められない。

学力テストの問題等は法人のノウハウ等に属する情報であるとしても、すでに実施済みのテストについては、受検した児童生徒から、その問題について全容を知ることは十分可能である。したがって、実施後においてこれを公開したからといって、実質的には当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものといえる。

(3) 訪問教育申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

所持免許は、個人の私的生活にかかる個人情報ではないものであって、当該職務遂行のための前提条件となるべき情報である。訪問教育に携わる担当者の所持免許の如何は、訪問教育の質や安全性の確保に関する職務執行の内容と直結する情報であり、学歴などとは異なり、個人の社会的評価とは関係ない情報であるため、公開されても個人の権利利益を害するものではない。

(4) 飲酒運転申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

飲酒運転が事実であれば、保護されるべき個人情報にはあたらない。これは、公務員の職務遂行情報であるため条例第7条第1号ハに該当し、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるため同号ロに該当するので、公開されなければならない。

② 条例第7条第5号該当性について

事情聴取記録が公開される場合があるということによって、関係者が虚偽供述や不当な供述拒否ができなくなり、真実に基づく正当な人事管理がなされることにつながると言える。飲酒運転が違法行為であり、教育に直接かつ深刻な悪影響を及ぼす行為であるという点を踏まえて、人事管理の厳正さを担保するために、飲酒運転に関する事情調査記録は、真に個人のプライバシーに関わる部分を除いては公開すべきである。

③ 条例第10条該当性について

存否応答拒否は、公開請求者にとって抗争が困難であり、知る権利を大きく制限する処分であるから、必要最小限の場合のみ正当化されるものというべきであり、病歴や捜査情報などの特別なものに限定して運用すべきである。

第3、2、(4)①で述べたように、飲酒運転が事実であれば、条例第1条第1号に該当しないため、条例第10条は適用できない。また、事実でなければ「公文書不存在」を理由とする非公開決定でなければならない、同条に該当しない。

(5) 人権侵害申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

体罰が事実であれば、保護されるべき個人情報にはあたらない。第3、2、(4)①と同様の理由により公開すべきである。

② 条例第10条該当性について

第3、2、(4)③と同様の理由により公開すべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件公開請求対象公文書の意義、性格等について

- (1) 異議申立人から、平成16年6月30日付けで実施機関に対して、学力テスト、訪問教育、飲酒運転及び人権侵害に係る調査申入れがなされた。
- (2) 実施機関は、同年8月19日付けで異議申立人に対し同調査申入れに対する回答書「調査申入れ書について（回答）」を送付した。
- (3) 本件公開請求対象公文書として実施機関が特定したもののうち、本件異議申立ての対象になったものについて、以下のとおり説明する。

① 学力テスト申入れ関連公文書

第2、2、(1)①アは、学力テストの実施時期が異なることや重複実施における評価への影響など、実施機関からテスト問題を作成した（財）応用教育研究所へ照会した事項に対しての同研究所からの回答文書である。同イは、特定の法人が学力テストの重複実施校における経費の負担方法等について実施機関あてに電話照会し、実施機関が回答したものを記録したものである。同ウ及びエは、学力テスト実施に係る支出関係文書である。

第2、2、(2)①アからオについては、学力テストの問題であり、同カ及びキは、学力テストの解答、解説である。

② 訪問教育申入れ関連公文書

第2、2、(1)②アは、当該資料中に、平成16年度訪問教育担当者一覧として、各養護学校における訪問教育担当者の氏名、年齢、養護学校勤務年数、訪問教育経験年数、所持免許（養護学校教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の各免許区分ごとの所持の状況）及び担当生徒数を記載している。

③ 飲酒運転申入れ関連公文書

第2、2、(2)②アは、飲酒運転に係る申入れに対して、実施機関が実施した調査結果の概要及び今後の対応についてまとめた文書であり、同イからソについては、本件申入れに対して本人及び関係者等から事情聴取した内容等を記録したものである。

なお、飲酒運転の事実が認定されれば、これにより相応の懲戒処分等が行われることとなり、第2、2、(3)①が作成されることとなる。

④ 人権侵害申入れ関連公文書

第2、2、(2)③は、人権侵害に係る申入れに対して、調査結果の概要及び今後の対応について実施機関がまとめた文書である。

なお、生徒の人権を侵害する行為（体罰）が発生した場合、第2、2、(3)②イが作成され、これにより相応の懲戒処分等が行われることとなり、同アが作成されることとなる。

2 異議申立人の異議申立ての理由について

(1) 学力テスト申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

(財) 応用教育研究所からの文書及び電話受報告書には特定個人の氏名が、支出命令書には特定個人の氏名及び印影が、支出負担行為決議書には特定個人の氏名が記載されており、いずれも特定の個人を識別することができるため非公開である。

② 条例第7条第2号該当性について

特定の法人が実施機関あてに特定の事案について電話照会したという事実については、当該法人の事業活動に関し内部的に管理する情報であるものと考えられる。よって、電話受報告書は、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、非公開である。

また、学力テストの問題及びその解答・解説は、当該学力テスト業者のノウハウが蓄積されたものであるうえ、これらの問題及び模範解答等が公開された場合、受験予定者の学力検査に対する事前準備が可能となるため、児童・生徒の基礎的・基本的な内容の定着状況を客観的に把握することを目的とする当該学力検査そのものの信頼性が低下し、当該業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、非公開である。

(2) 訪問教育申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

訪問教育関係資料の養護学校における訪問教育担当者の所持免許については、直接的に現在の職務と結びついているとは限らないため、公務員の職務の遂行に関する情報とは言えず、学歴、資格等と同様に個人の社会的評価の要素ともなる個人に関する情報を含むものであると認められるので非公開である。

(3) 飲酒運転申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

申入れ書において名指しされた特定個人に関して、当該本人や関係者に対して事情聴取した記録であるため、個人名を除いて公開しても、同申入れ書記載の個人名と照合することにより特定の個人を識別することができる。また、飲酒運転に関する事項を中心として、当該公務員個人の日頃の言動、態度、考え方等個人に関する情報が詳細に記載されている。なお、当該文書は、公務員に非違行為があったかどうかの事実関係を調査するものにとどまるため、同号口には該当せず、非公開である。

② 条例第7条第5号該当性について

事情聴取記録の公開が前提となれば、関係者が自己の供述内容等の公開を恐れるあまり事実をありのままに述べなくなるなど、将来の同種の事情聴取において関係者等の協力が十分に得られなくなることが予想され、ひいては正確な事情聴取に基づいた適正な人事管理事務の執行に著しい支障を生じるおそれがあるとみとめられるため、非公開である。

③ 条例第10条該当性について

公務員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、私事に関する情報でもあり得ると言える。したがって、申入れ書において名指しされた特定個人の懲戒処分等に関する文書については、その存否を答えるだけで条例第7条第1号に規定する個人情報公開と同様の権利侵害が生じるので、その存否を含めて非公開である。

(4) 人権侵害申入れ関連公文書について

① 条例第7条第1号該当性について

申入れ書において名指しされた学校の加害教諭及び被害生徒の当事者間における体罰等の人権侵害に係る行為の有無について確認し、懲戒処分等の適否を決定するため、教諭と生徒との間においてなされた言動や生徒の性格及び学校生活の状況について調査した結果をまとめたものであり、個人名等を除いて公開しても特定の個人を識別することができる。また、同号口に該当する特段の事情も認められないため、非公開である。

② 条例第10条該当性について

第4、2、(3)③と同様の理由により、その存否を含めて非公開である。また、特定された被害生徒個人が体罰を受けたかどうかを明らかにすることとなり、被害生徒の個人情報を保護する観点からも、同条を適用すべきである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類及び意見陳述を踏まえ、異議申立てに係る内容について審議した結果、次のとおり判断した。

1 学力テスト申入れ関連公文書について

(1) 条例第7条第1号（個人識別情報）該当性

① 学力テスト作成者であるA法人及び同テスト販売業者であるB法人のそれぞれ担当者氏名等が対象文書中に記載されているが、これらの個人情報該当性について検討した。

平成15年11月21日最高裁第二小法廷判決等において、「法人その他の団体の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、「個人に関する情報」には当たらない」と判示している。しかし、一方で同判決は、請求書等に記載された請求内容等に関する問い合わせの便宜のための従業員氏名等については、法人等の行為そのものと評価せず、個人識別情報として非公開情報に該当すると判示している。

本件文書に記載されているのは、民間会社の担当者の氏名等であり、当該法人の代表者ではないし、当該法人の行為そのものと評価される行為の情報ではない。したがって、「個人識別情報」に該当し、非公開は妥当と考える。

② 次に、電話受報告書の氏名については公開請求者である団体の役員に関する自己情報であるから公開すべきであるという異議申立人の主張については、以下の理由により採用することはできない。

情報公開制度では、「何人」に対しても等しく公開請求権を付与していること（条例第5条）から、誰が請求しても同じ取扱いとする原則となっている。特定の情報を特定の人だけに公開し、第三者には公開しないということは、制度の趣旨に合致しない。

すなわち、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別事情に影響されることなく、第三者が請求したときと同じ結論を導くように判断しなければならない。たとえ、当該公文書に記

載された情報が請求者本人（請求者が法人の場合は同一法人）に関する情報が記載されており、プライバシーの問題や法人に対して不利益を与えるおそれはないと考えられる場合であっても、上記原則からこの点は考慮されないのである。

(2) 条例第7条第2号（事業活動情報）該当性

- ① 電話受報告書に記載されている法人名について事業活動情報に該当するか否かを検討した。特定の法人が特定の事案を電話照会したという事実については、当該法人の事業活動に関し、内部的に管理する情報であるものと考えられ、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると考え、事業活動情報に該当する。

なお、公開請求者である団体の自己情報であるから公開すべきであるという異議申立人の主張については、上記(1)②と同様に、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別事情に影響されることなく、第三者が請求したときと同じ結論を導くように判断しなければならないので、採用することはできない。

- ② 次に、学力テストの問題及び正答・解説が記載された「実施と利用の手引」について事業活動情報に該当するか否かを検討した。当該学力テストは、テスト当日は受検者から問題を回収するとともに、広く全国の児童・生徒を対象に同一問題を使用して実施するものであること、また、同テスト問題は学習指導要領に準拠して作成するため、数年間は同一の問題が使用されることが確認できた。したがって、これを公開すると事前のテスト対策が可能となり、客観的で公平なテストが実施できず、事業者に損害を与えるおそれがある。

また、当該テスト問題及び手引は、受検した児童・生徒の学力が全国規模の水準でどのような位置にあるか判定できるように作成されている。そのために、あらかじめ想定した回答結果が得られるように問題を作成する必要がある、いわゆる偏差値が一定になるように調整しておかなければならない。そこでサンプリング調査を一定の年月をかけ、相当数の学校で実施し、また地域的な偏りがないように全国規模で繰り返して実証し、さらに統計的な処理を加えて妥当性、信頼性を検証して作成されたものである。このような作業を経て作成された当該テスト問題等は、テストを実施する事業者のノウハウが蓄積されたものであって、これを公開すると当該事業者の利益を害するおそれがある。

以上のことから、テスト問題及び手引については、非公開事由の事業活動情報に該当し、非公開と判断したことは妥当である。

2 訪問教育申入れ関連公文書について

訪問教育申入れ関連公文書については、「訪問教育関係資料のうち担当教諭の所持免許」に係る非公開部分についてのみを異議申立ての対象としているので、この点について以下のとおり検討した。

- ① 教育職員は教育職員免許法に規定された一定の種類免許状を有していなければならない。したがって、職務を遂行するに必要な資格たる免許の有無に係る情報は、職務遂行の内容に係る情報であると判断され、第7条第1号ハに該当し公開すべきと考える。

- ② 本件では、現在の担当している職務に直接関係のない種別の免許情報（例えば、小学部担当教諭の中学校教諭免許状の有無に係る情報）が混在して記載されているので、この点について検討した。現在勤務している学校種別又は担当している児童生徒に適合した免許種別のみ限定して判断するのは、狭きに失すると考える。教員としては一定範囲内において学校種別間の異動、小学部・中学部・高等部間の異動は十分に想定されることから、この範囲における免許取得情報は、職務遂行情報と考えるべきである。

そもそも現職教員の教員免許の取得情報は全く私事に関する情報とはいえ、これが公開されても個人の権利利益の侵害とまではいえないものである。

以上のことから、「所持免許」に関する部分は、公開すべきである。

3 飲酒運転申入れ関連公文書について

(1) 条例第7条第1号（個人識別情報）該当性

飲酒運転申入れ関連文書について、まず条例第7条第1号（個人識別情報）該当性について、以下のとおり検討した。

- ① 本件情報公開請求は、添付された「調査申入れ書」において飲酒運転に関し特定の教員の所属・氏名を明示の上で行われたものであるから、個人名を除いて一部公開しても当該特定個人の情報であることは明らかである。したがって、飲酒運転申入れ関連公文書の全体が個人識別情報である。

- ② 次に、異議申立人は当該飲酒運転は勤務時間中に行われたので、公務員の職務遂行に係る情報と認められ、条例第7条第1号ただし書ハに該当して公開すべきだと主張するので、この点について、以下のとおり検討する。

(ア) 懲戒処分は、本質的に特定の個人に対して科される制裁である。このことから、一般的に特定の公務員が懲戒処分を受けたという情報は、個人の資質、名誉に直接関わる個人情報であり、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有する情報というべきである。懲戒処分を受けた本人にとって、みだりに他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。

(イ) 次に、本件において勤務時間中に飲酒運転が行われていた場合、異議申立人の主張するように、一見、条例第7条第1号ただし書ハに規定する公務員の「職務遂行に係る情報」に該当するかのようと思われる。

しかしながら、「職務遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席や発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれると解されている。これらの行為は公務員個人としての活動情報ではなく、行政機関の一員としての活動情報と評価でき、個人の権利利益を害するものと考えられないことから、個人識別情報ではあるが例外として公開する情報として規定したのが、ただし書ハの立法趣旨である。こうした事例に照らして考え

ると、たとえ勤務時間中とはいえ飲酒運転は行政機関の一員としての活動情報とは評価できるものではなく、むしろ当該公務員個人として固有の活動情報と評価できるものである。

さらに、懲戒処分の原因行為も含め懲戒処分に関する情報としては一体である。懲戒処分を受けたという情報は上記(ア)のとおり個人の資質、名誉に係わる情報であることからすれば、たとえ原因行為が外形的には職務行為にみえたとしても、全体が懲戒処分に関する情報として個人の資質、名誉に係わる情報であると考えられる。

以上のことから、特定個人の懲戒処分に関する情報は、その原因行為も含めて、個人固有の情報であって、条例第7条第1号ただし書ハに規定する公務員の「職務遂行に係る情報」には該当しない。

(2) 条例第7条第5号（事業活動情報）該当性

飲酒運転に関する事情聴取の記録等について、非公開事由として事業活動情報を挙げるので、以下のとおり検討した。

事情聴取の記録等が公開されることとなれば、当該教職員が聴取に当たり、誰にでも公開されることを意識して、事実をありのままに陳述することに消極的になったり、陳述内容が定型化した差し障りのないものとなり、本来必要とすべき内容が聴取できなくなるおそれがある。このことから、事実が正確に把握できなくなり、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすなど事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、事業活動情報に該当するので、非公開は妥当である。

(3) 条例第10条（存否応答拒否）該当性

異議申立人は、条例第10条の規定に基づいた存否応答拒否による非公開決定に対して異議を申し立てているので、この点について検討した。

① 存否応答拒否の意義

条例第10条では、公文書の存否に関する情報として、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

公開請求に際し、通常、文書が存在する場合は、対象公文書を特定し、その上で公開・非公開の決定が行われることになる。そして非公開の場合は、非公開の理由を説明しなければならない。これに対し公文書が存在しない場合は、公文書が存在しないことと、その理由を説明して、非公開決定を行うことになる。

しかし対象となる公文書が存在することを認めること自体が、非公開情報を公開したと同様の権利侵害や支障が生じる場合がある。例えば、特定の個人名を挙げて、その病歴情報や犯罪歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は個人識別情報で非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴あるいは犯罪歴の存在が明らかになってしまい、当該個人の正当な権利利益を害することとなる。そこで、条例第10条は、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができるこ

とを例外的に規定したものである。

② 存否応答拒否の適用に当たって

条例第10条該当性を審査する場合、当該公開請求対象公文書の存否を答えることで、具体的にどのような事実が明らかになるのかについて検討し、その事実が条例第7条各号に該当する非公開事由に該当するか否かを検討し、該当する場合には存否応答拒否が妥当であると判断されるのである。

すなわち、本件情報公開請求は特定の教員の氏名を明示の上でなされたもので、請求文書の存否を答えると当該特定の教員に対して懲戒処分が行われたか否かという事実が判明し、非公開事由に該当する個人情報を公開したことになる。したがって、存否応答拒否で非公開決定したことは妥当である。

③ 異議申立人の主張について

ところで、存否応答拒否の制度が創設された経緯をみると、アメリカにおいて、いわゆる「グローマー拒否」と呼ばれる判例法において形成されてきた制度であって、国家安全保障関係の情報とプライバシーに関する情報に限定して運用されていることからみると、その濫用は戒められるべきで、異議申立人の主張に理解できる面もある。

しかしながら、日本での現行情報公開制度の多くは、法律・条例に規定された6つすべての非公開事由の類型で存否応答拒否の適用が想定されることから、その適用を特定の類型に限定してはいない。このことから、特定の者や特定の事項を名指しした探索的な請求に対しては、本規定を適用することとなっているのである。

また、異議申立人は存否応答拒否の適用は抗争を困難にさせると主張する。しかし、本件非公開決定に当たっては具体的な非公開理由を明らかにし、本件不服申立てをはじめ行政上及び司法上の救済を求める方途は開かれており、異議申立人が主張する事態であるとは考えていない。

4 人権侵害申入れ関連公文書について

(1) 条例第7条第1号（個人識別情報）該当性

本件情報公開請求は、添付された「調査申入れ書」において人権侵害に関し特定の生徒・教員の氏名を明示の上で行われたものであるから、個人名を除いて一部公開しても当該特定個人の情報であることは明らかである。したがって、人権侵害申入れ関連公文書の全体が個人識別情報である。

(2) 条例第10条（存否応答拒否）該当性

前記3(3)と同様に、この事案においても、特定の生徒及び教諭の氏名を明示の上で情報公開請求されたもので、請求文書の存否を答えると当該体罰が行われた否か、また当該特定の教諭に対して懲戒処分が行われた否かという事実が判明し、非公開事由に該当する個人情報を公開したことになる。したがって、存否応答拒否で非公開決定したことは妥当である。

5 結論

以上のことから、訪問教育申入れ関連公文書中「所持免許」に関する部分は公開すべきと判断するが、他の非公開部分については妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 附帯意見

飲酒運転申入れ事案の審査に関連して、職員の懲戒処分に関する公表制度の運用について一言附言する。

近年、実施機関は職員の懲戒処分を行った場合に一定の基準に基づいて公表を行っている。今回の当審査会の判断は、情報公開条例に基づく情報公開制度の中で請求された公文書について公開の可否を判断したもので、実施機関自らが行っている公表の内容を左右するものではない。

今回の事案が存否応答拒否事案であるため、懲戒処分の有無について明らかにすることはできないが、一般論として、事案の重要性、影響力を鑑みたとき、一般職員と幹部職員では対応に差があって当然であり、県民をはじめとする社会的関心が大きい問題について現在の公表制度で説明責任を十分に果たし得たかどうかの検証は必要であると考えている。この機会に、公表制度におけるこれまでの対応状況、問題点を十分に研究、検証した上で、今後の適切な運用に期待する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年12月22日	諮問（平成16年度第7回審査会）
平成17年 5月25日	事案審議（平成17年度第2回審査会）
平成17年 7月27日	事案審議（平成17年度第4回審査会）
平成17年11月14日	事案審議（平成17年度第8回審査会）
平成17年11月28日	事案審議（平成17年度第9回審査会）
平成17年12月21日	事案審議（平成17年度第10回審査会）
平成18年 1月25日	答申案検討（平成17年度第11回審査会）
平成18年 2月22日	答申決定（平成17年度第12回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏名	職業	備考
麻生 昭一	弁護士	会長
宇野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行
財津 功	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲也	大分合同新聞社取締役編集局長	
矢野目 真弓	大分県地域婦人団体連合会会長	